

「うかる！司法書士 解法パターンで学ぶ書式80」
「うかる！司法書士 記述式 答案構成力 実戦編【第3版】」
訂 正 表
2014年1月10日現在

「うかる！司法書士 解法パターンで学ぶ書式80」をお買い上げいただきありがとうございます。弊社では、出版にあたりまして、細心の注意を払って参りましたが、残念ながら訂正箇所がございます。お手持ちの本に下記の訂正箇所を書き込んでお使いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

うかる！司法書士 解法パターンで学ぶ書式80 不動産登記編

該当ページ	箇所	誤	正
23	③ i の下に次の一文を挿入		なお、本書において、平成20年7月14日以前の受付にかかる登記の登記識別情報の添付が必要な場合は「登記済証」を添付するものとして解答するものとする。
54	登記申請書の添付情報	所有権証明情報《Aの戸籍除籍の謄抄本、B及びCの戸籍謄本》	所有権証明情報《Aの戸籍除籍の謄抄本、B、C及びDの戸籍謄本》
96	登記申請書の添付情報	一般承継証明情報《Aの戸籍除籍の謄正本及びBの戸籍謄本》	一般承継証明情報《Aの戸籍除籍の謄抄本及びBの戸籍謄本》
176 204 208 212 216 224 296-問1 300 368	登記申請書の添付情報	登記識別情報	登記済証
208	判断のポイントの下から2行目	Patten24	Patten29
216	注意すべき添付情報		当該箇所を削除
234	登記記録の甲区3番	共有者	所有者
254	乙区1番の登記記録	債権額 2,000円	債権額 2,000万円
364	登記申請書の損害金の下		「債務者 X」を挿入

うかる！司法書士 解法パターンで学ぶ書式80 商業登記編

該当ページ	箇所	誤	正
153	(3)④の三行目から	株券の提供は、効力発生日まで行うことができますが、株式の併合の効力は効力発生日の0時に生じているため、効力発生日に登記の申請をすることができます。	株券の提供は、別紙3司法書士の聴取記録の1に定められているように、平成24年6月28日まで行うことができますが、株式の併合の効力は決議時点において発生しているため、平成24年6月28日中に申請をすることができます。
160 164	Pattern31, Pattern32の解答例の申請書	「本店」の表示を削除(本書P11の解答事項から除外されている。)	
334	Pattern60 解答例の添付書類	取締役、監査役の就任承諾書は株主総会議事録の記載を援用する。	取締役、監査役及び代表取締役の就任承諾書は株主総会議事録の記載を援用する。

「わかる！司法書士 記述式答案構成力 不動産登記 実戦編【第3版】」をお買い上げいただきありがとうございます。
 ございます。

農地法施行規則の一部を改正する省令が平成24年12月14日に公布、施行されたことに伴い、同日付で、
 不動産登記事務の取扱いの変更について通達が出されました。

これまでは、特定遺贈により、農地について所有権移転の登記をする場合、受遺者が相続人もしくは相続
 人以外の第三者に関わらず、農地法所定の許可を添付情報として提供することを要しましたが、本通達に
 より、相続人を受遺者とする所有権移転の登記については、農地法所定の許可を添付情報として提供を
 要しないとされました(平24.12.14民二3486通)。したがって、登記原因の日付は、当該特定遺贈の効力が
 生じた日となります。

これにより、本書に下記のとおり変更箇所が発生いたしましたので、訂正の上ご利用ください。

該当ページ	箇所	誤	正
148	5行目から8行目の途中まで	そして、この乙土地は農地です。特定遺贈による権利変動には農地法の許可が必要とされています(昭43.3.2民三170回, 昭52.12.27民三6278回)。これに対して、遺言の効果が相続又は包括遺贈の場合は農地法の許可を要しません(農地3 I ⑩参照, 農地施規18⑤)。	そして、この乙土地は農地です。 <u>相続人以外のものを受遺者とする特定遺贈による権利変動には農地法の許可が必要とされています(平24. 12. 14民二3486通参照)</u> 。これに対して、 <u>遺言の効果が相続, 包括遺贈, 相続人を受遺者とする特定遺贈の場合</u> は農地法の許可を要しません(農地3 I ⑩参照, 農地施規18⑤)。